

# くらしの情報

## お知らせ

### ◆軽自動車税の課税

軽自動車税は、毎年4月1日現在の軽自動車などの所有者に課税されます。廃車をしたり、他人に譲ったりした場合は、軽自動車税廃車申告書を提出しなければならぬことになっていきます。

特に、今春卒業する学生が使用しているバイクなどの売買による廃車・名義変更の手続きは早めに済ませましょう。また、農作業用として使用しているコンバイン及びトラクタは、「小型特殊自動車」に該当しますので、町の標識（薄緑色ナンバー）を取り付けていない人は3月31日までに申告してください。

問い合わせ先  
税務課町民税係  
☎ 1111 内線 2111

### ◆戦没者等の妻へ

戦没者等の妻に対する特別給付金の請求はお済みですか。平成15年4月1日現在、次の年金給付の受給権を有する戦没者などの妻に特別給付金が支給されます。

- ・恩給法による公務扶助料、特別扶助料

- ・戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金・遺族給与金（公務傷病又は勤務関連傷病による死亡を支給事由とするもの）など

請求期限  
平成18年3月31日

この日を過ぎると、時効により消滅し、特別給付金を受け取ることができなくなります。請求忘れのないようお早めの手続きをしてください。

受付窓口

- ・本庁福祉係
- ・各総合支所福祉介護係

請求書などの用紙は役場に備えてありますが他に戸籍抄本など必要な場合もあります。

問い合わせ先  
福祉介護課福祉係  
☎ 1111 内線 2133

## 今月の納税

国民健康保険税 第6期  
介護保険料税 第6期  
納期限 2月28日  
納税は便利で確実な口座振替制度をご利用ください。

### ◆地域創業助成金

地域に貢献する事業（サービスマン分野又は地域重点分野）を創業する方に対し助成金が交付されます。今回新たに地域重点分野として

農業 総合工業  
飲食料品小売業

の3分野が指定されました。

この事業は、新たに創業を行う事業者が2人以上（うち1人は非自発的離職者）を雇用した場合に、創業及び雇い入れに係る経費について助成が受けられるという制度です。助成を希望される方は、要件がありますので、左記にお問い合わせください。

問い合わせ先  
鹿児島県雇用開発協会

☎ 099・219・2000

・ハローワーク宮之城

☎ 0153

### ◆交通事故にあつたら、すぐに届け出を！

最近、交通事故が多発しています。国保・老保の被保険者の方が、交通事故などにより治療を受けられた場合、かつた治療費は過失割合に応じて加害者に負担していただくこととなりますので、忘れずに「保険係」への届け出をお願いします。

届け出に必要なもの  
・交通事故証明書（後日可）  
・印鑑

問い合わせ先  
健康増進課保険係

☎ 1111 内線 2141

### ◆2月は土づくり推進月間

～良質な堆肥で健康な土づくりを～

安心・安全な作物生産の第一歩は健康な土づくりです。家畜ふん堆肥は有用な地域資源であるとともに、適正な施用により、土の物理的・化学的性質の改善などの効果が期待できます。良質な家畜ふん堆肥を使って健康な土づくりを目指しましょう！

問い合わせ先

川薩農林事務所農政課

☎ 4502

### ◆犬の放し飼い禁止

放し飼いや捨て犬により、農畜産物に被害を及ぼしたり、子どもや高齢者に恐怖心を与えたり、交通事故発生のおそれなど社会的に問題が発生しています。

県の動物の愛護及び管理に関する条例により、放し飼いに並びに引き綱（リード）なしでの散歩は禁止されています。また、犬を捨てると30万円以下の罰金となります。どうしても飼えなくなった犬は保健所で引き取ります。

なお、引き取りを依頼する場合は事前に連絡をして、なるべく水曜日か木曜日に直接畜犬管理センターへ持ち込んでください。

連絡先

宮之城畜犬管理センター

☎ 3174

